

令和3年度倉敷観光コンベンションビューロー  
安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金

## 「あんしん補助金」 Q & A

(令和4年1月7日時点版)

事業者の皆様には、本資料をご確認の上、お問合せをお願いします。

メニューからお問合せ内容を選択してください

- 1. [交付対象者について](#)
- 2. [補助対象経費等について](#)
- 3. [申請手続きについて](#)
- 4. [支払方法について](#)

## 1. 交付対象者について

1-Q1：倉敷観光コンベンションビューロー会員になるための条件は

A：同ビューローの趣旨に賛同し、所定の会費を納入していただきます。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

1-Q2：宿泊事業者のうち「下宿」「民泊」は交付対象者となるか

A：「下宿」「民泊」は交付対象外です。

1-Q3：土産物店の一角で歴史文化を紹介・展示しているが文化観光施設に該当するか

A：施設の主たる用途・目的により判断します。このケースでは、当該施設の主たる用途は土産物店であることから、文化観光施設には該当しません。

1-Q4：いつまでに新型コロナウイルス対策取組宣言店となればよいか

A：遅くとも実績報告時には取組宣言店となっている必要があります。

1-Q5：「別の補助金を受けている」とは

A：同一事業（契約）に対して別の補助金を充当している場合は補助対象外です。

## 2. 補助対象経費等について

2-Q1：マスク・消毒液等の衛生消耗品の購入は対象となるか

A：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品以外の消耗品購入は補助対象外です。※ただし、企業会計上は消耗品に該当する単価のものであっても、間仕切りやパーテーション、消毒液のディスペンサー等の耐用性があるものにつ

いては設備備品費として計上することができます。

2-Q2：新型コロナウイルス抗原検査簡易キットの補助対象製品は

A：令和3年11月30日時点の補助対象製品を「申請の手引き」掲載しているほか、厚生労働省ホームページに承認を受けた製品が随時更新されます。

2-Q3：「研究用」とされている新型コロナウイルス抗原検査簡易キットは

補助対象となるか

A：補助対象外です。

2-Q4：PCR検査キット購入は何故対象外なのか

A：検査結果を専門の機関に送付して判定する必要があるため補助対象外としています。（抗原検査簡易キットにより、従業員や観光客が施設滞在中に検査結果を確認することができます。）

2-Q5：県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金の補助対象経費の中

に令和3年2月27日以前に支出した消耗品費が含まれるが対象となるか

A：同補助金の補助対象経費はその内訳（費目・支出日等）を問いません。

2-Q6：パソコンやタブレット、スマートフォンの購入は対象となるか

A：原則として汎用性の高い機器は補助対象外です。ただし、接触の機会を減らすシステム導入に必要なタブレット等、専ら新たに取り組む事業のために必要となる機器は補助対象として認められる場合があります。

2-Q7：既存設備の老朽化による買い替え・更新は対象となるか

A：老朽化した施設や設備の単純更新は補助対象外です。

2-Q8：中古品の購入は対象となるか

A：購入先が中古品取扱を主な事業として行うもの（家族や知人，フリーマーケット，オークション等での購入は補助対象外）であって，取得価額が市場相場と乖離していなければ，対象となりえます。ただし，相見積もりの見積書など，市場相場を証明できる書類の添付が必要となります。

2-Q9：新たに従業員を雇用した場合の人件費は対象となるか

A：人件費は補助対象外です。ただし，事業に必要な業務を委託する場合（外注費）は，対象となりえます。

2-Q10：インターネットでの機器購入につき見積書がないため画面コピー

で足りるか

A：販売サイト事業者に見積書発行を依頼してください。発行が困難な場合は商品価格がわかるものを添付してください。

2-Q11：新規オープン施設も対象となるか

A：交付申請期限までにオープンし，補助対象経費を施設オープンのための経費とは別に，明確に切り分けられる場合は，対象となりえます。

2-Q12：備品をグループ企業から購入する場合も対象となるか

A：他事業者からの購入であれば，購入先は問いません。

2-Q13：補助対象経費の下限額はあるか

A：下限額はありません。

### 3. 申請手続きについて

3-Q1：交付申請回数に制限はあるか

A：申請回数は「1施設あたり」1回までです。「1施設あたり」とは、宿泊施設に関しては旅館業法の営業許可単位で、文化観光施設については有料の施設は「入館料の徴収単位」を1施設として考えます。無料の文化観光施設を複数運営する事業者の方は個別に判断しますので、ご相談ください。観光バス事業者の場合のみ、1施設を「1事業者」と読み替えますのでご注意ください。

3-Q2：事業実施は交付決定を待つ必要があるか

A：交付申請後であれば随時事業に着手していただいても構いません。

3-Q3：見積書は業者の押印があり、原本である必要があるか

A：見積書の押印は不要、写しで可です。

3-Q4：見積書の業者と（実績報告時の）実際の施工業者が異なる場合は

どう取り扱うか

A：事業内容が同じで、補助対象経費が増額しなければ問題ありません。

3-Q5：領収証に内訳記載が無くても良いか

A：領収証自体に内容を記載いただいたものに差し替えるか、購入明細がわかるものを添付してください。

3-Q6：領収証はWeb上で発行されたものでも良いか

A：補助対象となる支払い方法であることが確認でき、支払い方法に応じた必要書類が提出できる場合はWeb上で発行されたものでも構いません。

3-Q7：領収証の宛名が申請者と異なりますが認められるか

A：領収証の宛名は、個人事業主の場合は個人事業主名か屋号，法人名の場合は法人名または法人名＋法人代表者名に限ります。立替払いは認められません。

3-Q8：申請してから補助金の振り込みまでの所要期間は

A：請求書を提出後，約1週間程度で振り込みます。

## 4. 支払方法について

4-Q1：バーコード決済（PayPay や d 払い， auPay）等での決済分は補助

対象となるか

A：補助対象外です。

4-Q2：Webギフトカード等での決済分は補助対象となるか

A：補助対象外です。

4-Q3：法人のクレジットカード名義についての要件は

A：法人カードでの決済は，引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となります。なお，カードの名義については，問いません。

4-Q4：小切手・手形での決済分は補助対象となるか

A：原則として補助対象外ですが，自社・自己振出の小切手・手形のみ対象となります。この場合，令和4年3月15日までに振り出した小切手・手形の金額について当座預金口座からの引き落としが完了したことを確認する必要があります。